

# 岸和田市地域公共交通協議会 事務局規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約第11条の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通協議会の会議に関する事。
- (2) 交通協議会の資料作成に関する事。
- (3) 交通協議会の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通協議会の運営に関し必要な事項

## (職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、岸和田市まちづくり推進部交通まちづくり課長をもって充てる。

3 事務局員は、岸和田市の職員をもって充てる。

## (事務の専決)

第4条 交通協議会の事務は、すべて会長の決裁を得なければ執行することができない。ただし、事務局長は、第5条に定めるところにより、事務の一部を専決することができる。

## (事務局長の専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 交通協議会の開催及び運営に関する事。
- (3) 交通協議会の運営に関する諸規程の軽微な変更に関する事。
- (4) 契約及び支出負担行為については、岸和田市事務決裁規程（昭和63年9月21日庁達第2号）に定められている課長専決事項に相当する事項に関する事。
- (5) 物品及び現金の出納に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

## (文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、岸和田市において定められている文書の取扱いの例による。

## (公印の取扱い)

第7条 交通協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 交通協議会の公印の保管、取扱い等については、岸和田市において定められている公印の取扱いの例による。

## (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

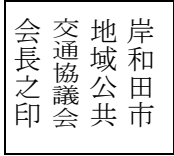
## 附 則

この規程は、平成27年11月2日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
岸和田市地域公共交通 協議会会長の印		てん書	21×21	会長名を もって発 する文書	1	事務局長